

第23回一関市農業委員会総会議事録

告 示 年 月 日 令和8年7月17日
 告 示 番 号 第12号
 会 議 年 月 日 令和8年7月27日
 会 議 の 場 所 川崎農村環境改善センター
 出 席 委 員 別紙のとおり
 欠 席 委 員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事 務 局 長 阿 部 繁 樹
 局 長 補 佐 浅 岡 栄 嗣
 農 地 係 長 金 野 亨
 主 査 佐 川 千 恵

本 日 の 案 件 第23回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開 会 時 刻 午後3時3分

議 長

これより議事に入ります。

本日の出席委員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、11番 阿部 久美子 委員 より欠席の届出がありました。

行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。

議案審議に入る前に、お諮りいたします。

議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 9番 渡邊 克洋 委員、10番 鈴木 清吾 委員を指名いたします。

書記には、浅岡 局長補佐、佐川 主査を指名いたします。

審議に入ります。

「報告第56号 農地法第3条の3の規定による届出に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

1ページをお開き願います。

報告第 56 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出に関する専決処分
の報告についてご説明いたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による権利の取得の届出について、専決
処分しましたので農地法関係事務処理要領 第 3 の 3 の規定に
基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第 8 条の規定により専決処分し
た内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対
し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載
の第 1 号から 9 ページの第 33 号までの 33 件、33 名の方から届出
のあったものであり、専決処分の日は令和 8 年 7 月 14 日であり
ます。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続など
で、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、
「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検
討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は
不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知
書をその届出者に交付する」、と規定されていることから、会長
において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書
を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第 56 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第 56 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 57 号 農地現状変更届出の報告について」を議
題といたします。

事務局の説明を求めます。

10 ページをお開き願います。

報告第 57 号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたしま
す。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導
要綱に基づく届出であり、記載の第 1 号から第 3 号までの 3 件、
10 筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第
4 の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する
農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

議 長

議 長

局 長

議 長

議 長

局 長

担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、切土や盛土を行い段差の解消を行おうとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第 57 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第57号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 141 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

11ページをお開き願います。

議案第141号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 2 件です。

第 1 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 2 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請 4 件です。

第 3 号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため農地を賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間となっております。

12ページをお開き願います。

第 4 号及び第 5 号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において従前より譲渡人から借受けていた農地ほかを取得しようとするも

議 長

9 番
渡邊 克洋 委員

ので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 6 号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため農地を賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの5年間となっております。

13ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請 2 件です。

第 7 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。

第 8 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において従前より譲渡人から借受けていた農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

第 9 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

14ページをお開き願います。

次に、川崎地域に係る申請 1 件です。

第10号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第11号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第 141 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、今月の一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 8 年 7 月 13 日、月曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 私 渡邊、農地利用最適化推進委員 小岩委

議長

12番

後藤 修 委員

員、石川委員、農政推進課職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第1号および第2号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年7月13日、月曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 後藤、農地利用最適化推進委員
佐々木委員、千葉委員、支所職員 千葉課長補佐兼農林係長で行
いました。

報告内容、第3号から第6号について、現地確認又は航空写真
等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への
影響もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年7月13日、月曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員
菅原委員、畠山委員、支所職員 三浦課長補佐兼農林係長で行
いました。

報告内容、第7号および第8号について、現地確認又は航空写
真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等へ
の影響もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の室根地域担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年7月13日、月曜日、午前9時より、現地
調査員 農業委員 佐藤委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委
員 小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 小野寺主任主
事、千葉技師で行いました。

報告内容、第9号について、現地確認又は航空写真等により調
査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もない
ことから問題ないと思われま

議長

15番

鈴木 耕多 委員

議 長
23番
千葉 平 委員

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の川崎地域担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年7月13日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第10号について、航空写真により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われま。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年7月13日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、藤原委員、私 菅原、農地利用最適化推進委員 畠山委員、事務局職員 佐藤主事、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第11号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われま。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいとお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第141号」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第141号」を可と決します。

次に、「議案第142号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

15ページをお開き願います。

議案第 142 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

一関地域に係る申請 4 件です。

第 1 号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域・第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

第 2 号及び第 3 号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第 2 号は都市計画区域内の第一種住居地域、第 3 号は都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域にそれぞれ存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

16 ページをお開き願います。

第 4 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

次は、花泉地域に係る申請 1 件です。

第 5 号は、借受人が橋梁架け替え工事の作業ヤード等として利用するため、一時転用申請するものです。

農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、3 年以内の一時転用は認められています。

次は、大東地域に係る申請 2 件です。

第 6 号及び 17 ページの第 7 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

改めて 17 ページをご覧ください。

次は、室根地域に係る申請 1 件です。

第 8 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

次は、藤沢地域に係る申請 3 件です。

議 長

9 番
渡邊 克洋 委員

第 9 号は、譲受人が養鶏場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、農業用施設の整備は認められています。

なお、養鶏場の整備について、事業者と地元自治会等で協定を締結しており、地元の住民の方々は了承している状況であります。

申請地は令和 8 年 3 月 25 日に農業用施設用地に用途変更済みです。

18 ページをお開き願います。

第 10 号及び第 11 号は、借受人（地上権者）が太陽光発電設備を整備するため、転用申請するもので、追認案件です。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

これらの事業は、令和 3 年 1 月 18 日付けで農振除外となっている土地であり、借受人は、その後に農地転用手続きが必要であることを認識していたところでしたが、転用手続きを施工業者に委託したものの、施工業者の手続きミスにより、転用手続きが行われないまま太陽光発電設備の整備が完了してしまったものです。

その後、事業者からの聞取りや県との協議を進めてきたところではありますが、本来の手続きを行えば恒久転用が見込まれる農地及び事業であることなどを考慮して、今般、追認を行う方向で協議が整ったことから、追認による農地転用を行おうとするものです。

以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 142 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、今月の一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公

議 長
12番
後藤 修 委員

共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第5号、申請人が橋梁架替工事に伴う作業ヤード等に一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の大東地域担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年7月15日、水曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、小崎委員、支所職員 高橋主事で行いました。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第6号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第7号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の室根地域担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

議 長
15番
鈴木 耕多 委員

議 長
3 番
菅原 良博 委員

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第 8 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、今月の藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第 9 号、申請人が養鶏場を整備する計画であり、排水は合併処理浄化槽等を設置することから、周辺農地に影響はない。

第 10 号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 11 号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいとお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 142 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 142 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 143 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

19 ページをお開き願います。

議案第 143 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

		一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 13 件、売買・即売りが 7 件です。 21 ページをお開き願います。 貸借・一括方式ですが、 1 号から 24 ページの 13 号までの 13 件が一関地域の申請です。 25 ページをお開き願います。 次に売買・即売りですが、 1 号から 3 号までの 3 件が一関地域の申請、 4 号から 26 ページの 6 号までの 3 件が花泉地域の申請、 7 号 1 件が藤沢地域の申請です。 以上で説明を終わります。 以上で、「議案第 143 号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	
議	長	審議を打ち切り、採決してよいとお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 143 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 143 号」を可と決します。 以上で議案審議が終了いたしました。

(午後 3 時 31 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員